

公立病院特例債の創設について

近年、医師不足の深刻化等により公立病院の経営状況は急速に悪化し、病院事業に係る不良債務（資金不足）の総額は、平成 15 年度の 742 億円を底に、平成 18 年度までに約 200 億円（独立行政法人化等に伴う債務処理額等を除けば、実質的に 400 億円以上）増加している。

このため、病院事業について既に多額の不良債務を有する地方公共団体が、平成 20 年度において、「公立病院改革ガイドライン」に基づき公立病院改革プランを策定するに当たり、平成 15 年度以降の医師不足の深刻化等により新たに発生した不良債務等を長期債務に振り替え、その計画的な解消を図ることができるよう、平成 20 年度に限り、公立病院特例債を発行できることとする。

1. 対象団体

平成 19 年度決算において不良債務比率が 10% 以上であり、公立病院改革プランの策定により単年度収支の均衡を図ることが見込まれる団体で、平成 15 年度以降医師不足等により不良債務が著しく増加している団体等。

2. 発行可能額

平成 15 年度末から平成 19 年度末までの間の不良債務の増加額等を基準として算定した額。

3. 対象期間

- ① 発行年度：平成 20 年度
- ② 償還期間：おおむね 7 年以内を基準

4. 平成 20 年度地方債計画計上額

600 億円（地方債計画上、病院事業債の内数）

5. 利息分に係る財政措置

公立病院特例債の利払額については、特別交付税措置の対象とする。

(参考) 病院事業に係る不良債務額の状況

(単位: 億円)

年度	H(15)	H(16)	H(17)	H(18)	H(15)→H(18)
団体数	95	100	98	104	+9
不良債務総額	742	761	834	953	+211
うちH(18)末不良債務保有団体分	505	563	692	953	+447

(注) 表示単位未満を四捨五入したものであるため、額が一致しない場合がある。